

## はじめに——本書の構成と読み方

本書は、筆者が運営する離婚問題を扱うADRである「家族のためのADRセンター」での実践から生まれた書籍である。したがって筆者が執筆している部分は、もっぱら離婚問題をADRで解決していくにはどうしたらよいかというテーマを扱っている。

第1章は法制度と調停技法について、第2章は筆者が運営するADRを利用した離婚手続について、第3章はその手続で実際によくある進み方を示した事例編、第4章は利用者によるアンケート結果の分析である。

まず第1章の位置づけについて述べておく。離婚問題に特化していたとしても、「ADRを立ち上げてみたい」、「ADRを運営していて課題がある」という方々には、そもそもADRとは何をめざすものなのかといったADRについての考え方や、日本でADRに関する法律である「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（以下、「ADR法」という）ができた経緯、そして2023年のADR法の画期的な改正の内容といった法制度の概要を理解しておくことは、ADRの運営や事案への対応に悩んだときに、拠って立つところとなるだろう。

また、事案への対応を蓄積し、より多くの方々の役に立つADRになろうとする場合、ADRによる解決の基礎となる調停の技法についての知識や訓練は必須のものである。

そこで、第1章「ADRの法律と技法」では、垣内秀介教授による第1節「ADRの法制度」およびADR法を所管する法務省による第2節「ADR法の概要とADR利用促進に向けた取組み」により法制度の理解を深め、筆者による第3節「ADRの現場からみた技法の大切さ」で実践における技法の重要性を確認したのち、入江秀晃教授による第4節「調停技法」で技法について学習するという構成になっている。

第1章は実践で役に立つものではあるがやや難しい内容も含んでいるため、ADRの実務についてあまり経験のない方であれば、第2章や第3章のADRの実践例を読んでいただき、ADRの実際を理解していただいうえて、第1章を読み進めてみるという読み方もよいと思う。

続いて、第2章「離婚問題とADR」では、ADRを利用した離婚手続きについて、筆者が運営する「家族のためのADRセンター」の手続を紹介しながら、受付から期日の調整、調停期日の進め方、申立人や相手方への対応、家庭裁判所の調停との違い、同席調停・別席調停の差異、オンライン調停とODR等、離婚ADRの手続の流れについて詳細に述べた。

第3章「事例を通して体験する離婚ADR」では、事例編として、実務でよくある事例を紹介した。もちろん実際の事例そのままではなく、複数の事例をミックスして、調停のリアルを理解していただけるようにした架空の事例である。それでも、ここで取り上げた13の事例を読んでもらえば、ADRを利用するさまざまな当事者の事情や感情、調停人の対応の実際とそれによる当事者の反応等について理解していただけると思う。

そして、最後の第4章では、令和3年～4年にかけて実施した利用者アンケートの結果を検討している。筆者が運営するADRの利用者を対象としたアンケートであるため、一般化することはできない面はあるものの、離婚を考えている方々のADRに対するイメージや、利用しての感想をいろいろと知ることができ、今後の運営や、新たにADRを立ち上げようという方には参考になると思う。

なお、付録として、筆者が運営するADRが実施している、いわゆる離婚前後の親支援講座である「パパとママの離婚講座」と「家族を考えるパパの集い」（現在休止中）を取り上げ、その講師やファシリテーターから講座への思いを紹介した。ADRそのものではないが、離婚を扱うADRが実効性をもつには非常に関係がある講座であり、参考にされたい。

【編著者 小泉 道子】



# 第1章

## ADR の法律と技法

# 第1節 ADR の法制度

## 1 ADR とは

### (1) 「ADR」という言葉

「ADR」という単語を Google で検索すると、第一にヒットするのは「米国預託証券 (American Depositary Receipt)」であり、一般には、「ADR」と聞いてまず思い浮かべるのはこれかもしれない。しかし、本書で扱う「ADR」とは、これとは異なり、「Alternative Dispute Resolution」の略である。直訳すれば、「代替的紛争解決」といった意味となるが、民事紛争の代表的な解決手段である訴訟に代替するという趣旨で、「裁判外紛争解決」あるいは「裁判外紛争処理」などと呼ばれることも多い<sup>1</sup>。3でふれるように、裁判によらない紛争解決のための制度は、日本においても早くから整備されてきたが、それにもかかわらず、日本で「ADR」という略称が普及したのは、1970年代初頭からアメリカにおいて展開されたいわゆるADR運動<sup>2</sup>が日本で紹介され、司法制度改革に至る議論に影響を与えたことによる。

上記の訳語からは、「ADR」が紛争の解決ないし処理（以下では、単に「紛争解決」と呼ぶ）に関わること、また、紛争解決に関わる過程には、裁判ないし訴訟によるものとそれ以外、すなわち裁判外の紛争解決とがあることがわかるが、「ADR」がより具体的に何を意味するのかを明らかにするためには、①紛争解決とは何を意味するのか、②紛争解決に関わる過程全般のうち、

---

1 訳語の選択の問題については、垣内秀介「裁判外紛争処理」大村敦志編『岩波講座現代法の動態第5巻 法の変動の担い手』224頁（岩波書店、2015年）参照。

2 簡潔な紹介として、山本和彦＝山田文『ADR 仲裁法〔第2版〕』34～36頁（日本評論社、2015年）参照。

「ADR」と呼ばれるのはどのようなものか、を明らかにする必要がある。

## (2) 「紛争」とは

紛争解決のあり方を考えるにあたっては、そもそも「紛争」という事象をどのように理解するかが出発点となる。「紛争」をどのように理解するかによって、その「解決」が何を意味するかも変わってくるからである。もっとも、現実には、「紛争」という用語の意味については当然の前提とされ、明示的に論じられることは必ずしも多くない。これは、「紛争」の定義を厳密に確定するまでもなく、その実質については暗黙の了解が成立しており、それを前提としてたとえば訴訟や各種のADRにおいて事件への対応にあたることで、特段の不都合が感じられていないからであろう。その意味では、定義そのものに過度にこだわることは必ずしも生産的ではないが、以下では、ADRとは何かを考えるにあたって有益と思われる限度で、若干の整理をしておくことにしたい。

「紛争」の概念については、国際的な武力紛争なども含め、さまざまな分野で問題とされてきたが、ADRと関係が深い分野ということでいえば、民事訴訟法学や法社会学の分野での議論が挙げられる。

### (ア) 民事訴訟法学における「紛争」把握の例——要求モデル

日本の民事訴訟法学においては、戦後間もない1947年に兼子一教授が民事訴訟制度の目的に関して紛争解決説を提唱したことを重要な契機として<sup>3</sup>、民事訴訟と紛争解決との関わりが強く意識されてきた。もっとも、そこで「紛争」をどのように理解するかは一様ではない。一方では、紛争を「訴訟物」という形で法的に構成された権利主張をめぐる対立というように狭く理解する方向があり、最もオーソドックスな理解であるとされてきたが<sup>4</sup>、他方で、「社会的紛争」、「社会に存在する生の紛争」、「現実の紛争」といった形で、社会的実体としての利害対立や対立行動といったものが「紛争」として意識

3 兼子一「民事訴訟の出発点に立返つて」同『民事法研究 第1巻〔再版〕』475頁（酒井書店、1950年）以下参照。

4 上野泰男「戦後日本の民事訴訟法学説における紛争解決の観念」民事訴訟雑誌46号112頁（2000年）参照。

される場合も少なくない<sup>5</sup>。そして、前者においては、たとえば判決によって権利主張の当否が確定されれば紛争が「解決」されたことになるが、後者においては、それだけでただちに社会的実体としての紛争が解決されるとは限らないことになる。

これらのうち、前者の方向は、法律上の概念としての「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）や、「争い」（民法695条）、「民事上の争い」（民事訴訟法275条1項）、「民事に関する紛争」（民事調停法1条）、「民事上の紛争」（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下、「ADR法」という）1条）などにつながるものでもあり、法律学上の問題関心に基づくといえる。その理解にあたって注目されるのは、やはり兼子教授の見解である。兼子教授は、紛争解決説の提唱にあたって、権利の保護や私法秩序の維持といった法的な観点よりも、個人や社会にとっての端的な必要という「前法律的な」観点を打ち出したが<sup>6</sup>、その紛争理解には、やはり法律学上の問題関心が色濃く反映されている。すなわち、兼子教授によれば、伝統的には、紛争を当事者間の判断または意見の現実の不一致、言い換えれば主張の対立という形で限定的に理解してきたが、債務者が債務の存在は争わないが任意には弁済しないとか、資力が不足して弁済できないといった場合にも、給付の実現そのものとの関係では当事者間に利害の対立があり、広い意味では紛争がある、とされる<sup>7</sup>。つまり、ここでは、「紛争」は、一方当事者の他方当事者に対する要求とその否認ないし事実上の不履行を原型として把握されているといえる。このような把握の仕方をここでは「要求モデル」と呼んでおこう。

#### (イ) 法社会学における「紛争」把握の例——相互行為モデル

前述のように、民事訴訟法学においても、「社会的紛争」の解決といった形で、訴訟の社会生活上の機能への関心がみられたところであるが、そうした関心は、法や法制度の社会的な機能を問題とする法社会学の問題関心に連なることとなる。法社会学の分野における議論も多様であり、その中には、民事訴訟法学と類似したアプローチもみられるが、前述の要求モデルとの対

5 上野・前掲（注4）112頁参照。

6 兼子・前掲（注3）477頁参照。

7 兼子・前掲（注3）479頁参照。

比という点で興味深いのは、利害の対立する複数の主体の行動の様式を分析しつつ、そのうち一定の類型のものを「紛争」と定義する試みである。たとえば、六本佳平教授の整理によれば、行為者の欲求の対象である「利益」、二人の行為者が両立し難い欲求をもつ状態である「対立」、対立の両当事者が対立を認識しつつ自己の欲求の実現に向けて行う行動を起こす状態である「争い」が順次定義されたうえで、そうした行動が相手方に対する相互の働きかけとして顕在化する事態として「紛争」概念が析出される<sup>8</sup>。そこでは、「紛争」とは、「対立の一方当事者Aが、相手方Bに対してAの欲求実現に不利なBの行為を妨げ、有利な行為が行われるよう、Bに対する影響力を行使しようとし、Aのこのような行為に対してBが同様な働きかけを行う時、両当事者のこれらの相互行為からなる社会過程」と定義されることになる<sup>9</sup>。

ここでは、当事者間の利害対立に起因する相互行為として「紛争」が把握されており、前述の要求モデルと対比する意味で、「相互行為モデル」と呼ぶことができる。

#### (ウ) 要求モデルと相互行為モデルの比較

以上でみてきた要求モデルと相互行為モデルを比較すると、両者の紛争に関する見方には重要な差異がみられる。

まず、一方当事者の他方当事者への要求に着目する要求モデルでは、当事者は要求する者とされる者に分かれることになる。これは、一定の財なり利益なりに関して、要求をしなければならぬ立場、すなわち現状の変更を求めなければならぬ立場と、現にそうした利益を手にしていて、現状の維持を望む立場という形で、両当事者が非対称的な立場にあることを前提とするものといえる。これに対して、相互行為モデルにおいては、必ずしもそのような前提はおかれていない。むしろ、両当事者は互いに「同様な働きかけ」を行うのであり、両当事者の立場の対称性が前提とされる。

また、要求モデルにおいても最終的には利益の実現が重視されるが、その

8 六本佳平『日本の法と社会』47～48頁（有斐閣、2004年）参照。このような分析手法は、より古くは1970年代に公表された千葉正士『法と紛争』45頁以下（三省堂、1980年。初出は一部1976年）にもみられるところである。

9 六本・前掲（注8）48頁参照。



## 第2節 ADR法の概要と ADR利用促進に向けた取組み

### 1 はじめに

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution: 「ADR」）は、裁判以外の方法による紛争解決の手段、方法または手続一般を総称する広い概念であるが、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下、「ADR法」という）では、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいうものとされている（同法1条参照）。

こうした裁判外紛争解決手続には、当事者間の紛争の解決を第三者の判断に委ね、その判断に服する旨の当事者の合意に基づく手続により解決を図る仲裁や、第三者の関与の下で当事者間の合意（和解）による解決を図る調停やあっせんがある（以下、本節においては、後者の手続のみを指して「ADR」と呼称することがある）。また、ADRには、裁判所（民事調停、家事調停）や行政機関等が行うものだけでなく、民間事業者が行うものがある。

このように、ADRにはさまざまなものがあるが、そのうち、民間事業者が行う調停、あっせん等の和解の仲介の手続（以下、「民間紛争解決手続」という）は、一般に、裁判と比較して、利用者の自主性を活かした解決が可能であること、手続が非公開であり、当事者のプライバシーや秘密の保持が可能であること、迅速で廉価な解決が期待できること、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細かな解決が期待できることなどの特長を有しており、事案の性格や当事者の事情等に即した柔軟な紛争解決を図ることができるといわれている。法的紛争に遭遇した国民の権利利益の適切な実現を図るためには、裁判手続、裁判外紛争解決手続を問わず、その解決を図るのにふさわ

しい手続を容易に選択できるような環境整備をすることが重要である。

こうした点を踏まえ、ADR 法は、民間紛争解決手続について、国民に安心して利用することのできる手続の選択の目安を提供するとともに、その利便の向上を図るため、その業務の認証制度およびさまざまな法的効果の付与等の仕組みを設けている。また、法務省では、民間紛争解決手続が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その認知度や利便性を向上させるためのさまざまな取組みを行っている。

本節では、こうした ADR 法の制定経緯および概要や法務省の取組み等について紹介する。なお、本節における意見にわたる部分は筆者の私見である。

## 2 ADR 法の制定経緯

### (1) 司法制度改革審議会意見書

ADR 法は、司法制度改革の一環として制定されたものであり、司法制度改革審議会<sup>1</sup>の意見に遡る。同審議会が平成13年6月に内閣に提出した司法制度改革審議会意見書においては、民事司法制度の改革として裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化が掲げられ、「社会で生起する紛争には、その大小、種類などにおいて様々なものがあるが、事案の性格や当事者の事情に応じた多様な紛争解決方法を整備することは、司法を国民に近いものとし、紛争の深刻化を防止する上で大きな意義を有する」として、「司法の中核たる裁判機能の充実に格別の努力を傾注すべきことに加えて、ADR が、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきである。多様な ADR について、それぞれの特長を活かしつつ、その育成・充実に図っていくため、関係機関等の連携を強化し、共通的な制度基

---

1 司法制度改革審議会は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する」ことを目的として、平成11年7月、内閣の下に設置された審議会である。

盤を整備すべきである]、「総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律(いわゆる「ADR基本法など」)の制定をも視野に入れ、必要な方策を検討すべきである。その際、例えば、時効中断(又は停止)効の付与、執行力の付与、法律扶助の対象化等のための条件整備、ADRの全部又は一部について裁判手続を利用したり、あるいはその逆の移行を円滑にするための手続整備等を具体的に検討すべきである」と提言された。

## (2) ADR検討会における検討等

### (ア) ADR検討会の設置

司法制度改革推進法(平成13年法律第119号)に基づき、平成13年12月に内閣に司法制度改革推進本部が設置され、平成14年3月には、一連の司法制度改革と基盤の整備に関し政府が講ずべき措置等を明らかにした司法制度改革推進計画が閣議決定された。

同計画においても、民事司法制度の改革として、「国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段……について、その拡充・活性化を図るための措置を講ずる」ものとされ、ADRの拡充・活性化に向けて、ADRに関する関係機関等の連携強化に加え、「総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる」こととされた。

ADRの制度基盤の整備については、平成14年2月から、司法制度改革推進本部事務局に設置されたADR検討会において検討が開始された<sup>2</sup>。

### (イ) ADR検討会における検討

ADR検討会においては、ADRに関する法律の制定を視野に入れ、具体的課題として、①ADRに関する基本理念や国等の責務を定めること、②ADR

2 ADRに関する関係機関等の連携強化については、ADR関係省庁等連絡会議が設けられ、平成15年4月には、関係省庁等が横断的に取り組むべき課題等をとりまとめた「アクション・プラン」が策定された。

の公正性・信頼性を確保するために ADR 機関や ADR の担い手が遵守すべきルールを明らかにすること、③ ADR に関する制度上の制約を解消するための ADR の利用の促進や裁判手続との連携促進に資する法制の整備をすること、④国際的動向も踏まえながら、調停・あっせん手続に関しても、一般的な手続ルールを定める法制の整備をすること等が挙げられて検討が進められた。

司法制度改革推進本部事務局は、平成15年7月、上記の具体的課題に対する検討結果について論点を整理した「総合的な ADR の制度基盤の整備について」をインターネット上に公表し、意見募集を実施した。この意見募集に寄せられた意見も踏まえ、ADR 検討会において、平成16年の通常国会への法案提出を目指して、意見集約のためのさらなる議論が行われた。特に、時効中断（現・時効の完成猶予）等の法的効果を付与する前提として国が ADR 提供者の適格性を事前に審査して確認する制度を設けるべきか否か等の基本的事項についての意見の開きが大きかったことから、平成16年1月には同年の通常国会への法案提出にこだわることなく、さらに検討を進めることとされた。

#### （ウ） ADR 法案の骨子の了承

その後、ADR 検討会においては、利用者を選択の目安を提供すべきという要請と、法的効果の付与のためには一定の要件の充足を確保するための方策が必要であるという要請の双方に答えることのできる仕組みとして、「任意の認証制」の導入を視野に入れた検討が精力的に進められ、平成16年6月、ADR に関する基本的な法制の立案の方針として、「裁判外の紛争解決手続の拡充・活性化を図るための諸方策（案）」がとりまとめられた。

その概要は、国民が安心して質の高い裁判外紛争解決手続を利用できる環境の整備に関し基本となる事項を定めるとともに、民間の行う紛争解決手続の利便の向上等を図るための認証制度を創設することとし、次の①から③までの方向性を踏まえて立案作業を進めるというものであった。

- ① 裁判外の紛争解決手続が裁判と並ぶ紛争解決の選択肢として健全に発展する基盤を整備する際の基本的考え方や国および地方公共団体の責務を明らかにすること

- ② 認証の対象は民間が行う調停・あっせんの手続に係る業務とし、認証の要件は公正・適確に業務が行われることが確保されるとともに、幅広い紛争解決事業者が認証を受けられるような設定となるよう留意すること、認証に係る名称の独占に関する規定、弁護士でない者による手続の実施に関する規定を設けるほか、時効の中断、訴訟手続の中止および調停前置に関し、それぞれ民法等の特例を設けること、認証手続で成立した和解への執行力の付与については、付与した場合の弊害の発生を懸念する意見があることに十分配慮し、対象となる当事者の範囲、請求権の範囲および価額等を限定することを含め、さらに幅広い意見も踏まえたうえで、結論を得ること
- ③ 主務大臣は基本的には法務大臣とする方向で立案作業を進めること等その後、意見募集や関係省庁等との調整を経て、同年9月開催の第36回ADR検討会において、ADR法の骨子が了承されるに至った。

なお、上記②のうち、執行力の付与については、意見募集で寄せられた意見の中でも、その弊害に対する懸念（債務名義を粗製濫造するような債務名義株式会社が出現する危険性があるなど）が完全には払拭できないなどの慎重意見がかなりの割合を占めたことなどから、認証制度をスタートする段階での導入は見送られ、将来の課題とされた。

### (3) ADR法の成立

その後、ADR検討会で了承された骨子を基に、司法制度改革推進本部事務局において立案作業が進められ、平成16年の臨時国会にADR法案が提出された。同法案は、両院の法務委員会で審議され、同年11月9日に衆議院本会議において、同月19日に参議院本会議においてそれぞれ可決され成立し、同年12月1日に公布された。



## 第3節 ADRの現場から見た 技法の大切さ

### 1 調停人として必要なものは

離婚ADRを行う調停人として、どのような知識や資質が必要であろうか。筆者は、以下の5点であると考える。

- ・離婚等に関する法律知識
- ・論点（争点）に気づく力
- ・子どもの心理・発達に関する知識（発達心理学）
- ・人格
- ・調停技法

#### (1) 法的知識

ADRは、家庭裁判所の離婚調停のように担当の裁判官がいるわけではないため、調停人が確かな法律の知識を持って、当事者の質問に答えたり、調停を進行する必要がある。諸外国の離婚を扱うADR機関の中には、法律に関する事項は事前に情報を提供するのみで、調停人は法的な事項を扱わないという機関もあるように聞く。しかし、現在、日本の離婚ADRの現場で感じることは、調停人には、法律の知識が絶対的に必要だということである。

この点については、当事者が何を求めてADRを利用しているか、という点と関連している。ADRを利用する当事者の多くは、「1円でも多く獲得したい」、「相手を打ちのめしたい」と思っているのではなく、「得をしたいわけではなく、損をしたくないだけ」、「法的に妥当であれば受け入れる。その

基準を示してほしい」と考えている。実際の調停の中でも、「一般的にはどうなのですか」、「法律上は、どう考えるのですか」といった質問を受けることが多い。そのため、調停人には当事者が判断するための法的基準を示す役割がある。

もちろん、明確に示せる場合と、いくつかの選択肢を示すくらいしかできない場合など、さまざまである。たとえば、養育費の適切な金額については、双方の収入さえ把握できれば、算定表を確認のうえ、「最終的に合意できず、家庭裁判所の審判に進むことになれば、〇万円前後で決定される可能性が高い」といった明確な基準を伝えることができる。一方、「何年別居すれば、離婚裁判が認められますか」という質問には、「〇年です」と明確に答えることはできず、「同居期間の長さやお子さんの有無や年齢等、さまざまな事情を考慮したうえで裁判官が決定するので、明確な年数は言えないが、2年～5年程度で認められることが多いようです」と答えることになる。

## (2) 論点に気づく力

そして次にこの法律の知識とセットで必要になるのが論点や争点に気づく力である。上述のように、当事者から尋ねられたり、課題が明白な場合、法律を知っていることで正しい回答をすることができる。

しかし、話し合っておくべき事項が隠れている場合、これに気づく必要がある。たとえば、預貯金の財産分与の協議の際、当事者が別居時残高のみで話を進めようとしているとしたら、一言「婚姻前の預貯金はどうしますか?」と問う必要がある。自分でいろいろと調べている当事者も多く、婚姻前の預貯金については特有財産として財産分与の対象にならないと理解している当事者も多い。そのため、婚姻期間が長く、婚姻時の残高までさかのぼることができないとか、婚姻当時は双方ともにわずかな預貯金しかなかったとか、何らかの理由で婚姻前の預貯金については考えないことをすでに合意している場合もある。ただ、知らないがゆえに話題にしていなくても、一言触れておく必要がある。

これは初級編の気づきであるが、中級編・上級編もある。たとえば、当事者が「うつ病で休職中のため、来月から給与が3分の2程度になる。当面、

復職も見込めず、現在の給与の3分の2を収入として養育費を算定してほしい」と主張したとする。この場合、調停人が気づくべきことは、当事者が言っていることは、給与から傷病手当金への切替えのことかもしれない、また、その場合、算定表に当てはめるとしても、職業費がかかっていることを勘案する必要がある、ということだ。もちろん、この「気づき」を口に出して協議の場に上げるかどうかは別問題だ。他方当事者は、一時的な減給で養育費を決めたくない主張するかもしれないし、事情はよくわかるので、算定表を利用せずとも、〇万円かどうか、といった議論に発展するかもしれない。しかし、大切なことは、論点に気づいていることと、必要に応じて情報提供する準備ができていることだ。

また、離婚後の紛争を最小限に抑えるための気づきの視点も大切である。たとえば、夫婦の共有財産である不動産を離婚後に売却し、その売却益を2分の1ずつ取得するような離婚条件で合意した当事者がいたとする。しかし、売却は少なくとも離婚の数か月後だ。この間、誰が不動産のローンや維持費を払っていくかについて議論ができていないともめることがある。また、売却益を分与するにあたり、購入時に頭金として特有財産を拠出していないかどうかを尋ねるのも気づく力の一つである。この問いがなかったことで、後々、当事者がもめる可能性があるからである。

こうした「気づき力」を調停人に求めるか否かは、ADRによる調停にどこまでを求めるのか、という点にも関係してくる。ADRにおいては、法的な助言すら必要がないと考える立場からすると、こうした気づきはさらに必要ではないと考えるかもしれない。しかし、筆者は、「当事者が何を求めているのか」に極力沿う形で進行するのがADRのあるべき姿だと思っている（当事者が求めるものを提供できない場合は、明確にそう伝えるべきであるとも考えているが）。

筆者が運営する「家族のためのADRセンター」（以下、「当センター」という）を利用する当事者は、「自分では気づけない専門家ならではの視点」を求めているし、「法律を知らないことで自分が損をしないこと」を求めている。その一方で、当事者は合理的な解決や早期の解決も求めている。そのため、どこまでも事細かく指摘して争点をすべて洗い出して議論すればよいという

ものではなく、「当事者が求めるレベル」を把握したうえで、必要な気づきを当事者に提供することが求められる。このような「気づく力」をトレーニングで養うことは難しいようにも思えるが、時間的・精神的余裕を持って進行することや、進行の途中で「気づき忘れていないか」と振り返る習慣をつくることで、場数を踏んでいるうちに身に付いていくことが多いように思う。

### (3) 子どもの心理・発達に関する知識（発達心理学）

次に、子どもの心理・発達に関する知識（発達心理学）であるが、これは、当事者間に子どもがいる場合の協議の際に必要な知識である。

たとえば、面会交流について話し合っている場面で、共同養育を望む当事者らが小学1年生の子どもに対して、「完全に半分ずつ監護しましょう。奇数月は私が月～水、あなたが木～日、偶数月はその反対にしましょう」という内容で合意しようとしていたとする。そんな場合、調停人は、「お子さんにとって、そんなに頻繁に行き来するのは大変ではないでしょうか。それでなくても、小学1年生は、学校で新しいことや緊張の連続です。家でゆっくり心身を休めるためにも、平日は一方の家で過ごすような監護の方法を選択肢に入れてみられてはいかがでしょう」と指摘できなくてはならない。

もしくは、当事者の自らの気づきを促すという点においては、「お子さんがかなり頻繁に行き来することになりますので、まずはうまくいくかどうか、次回期日までの間にやってみましょうか」等と促し、次回期日を少し先に設定するという方法もある。

以前、家庭裁判所調査官として調停に出席していた際、こういった知識が皆無と思われる代理人に遭遇したことがある。別居親の代理人が2歳の子どもの面会交流として、「ファミレスで2～3時間会わせてほしい」と主張しているのを聞いたことがある。まさにこれは「大人目線」の提案であり、2歳の子どもの何をすれば楽しいか、という視点や知識が欠けている。そもそも、2歳の子どもの2時間もファミレスでおとなしくしているのは難しいのである。

また、時には、親の離婚や別居をどう子どもに説明するかが問題になるこ

ともある。一方の当事者は、「子どもを傷つけないから、離婚ではなく単身赴任だと説明したい」と主張し、他方当事者は、「子どもには正直に伝えたい」と主張していたとする。こういった問題に絶対的な答えはなく、双方の話し合いをサポートするしかないのだが、子どもにも意思表示権や知る権利があることや、隠していたことが後になって発覚したときの子どもの気持ちを考える必要があることなど、協議の「ヒント」を投じる必要がある。

こういった子どもの発達段階や子の福祉に関する知識を獲得することは大変なことのように思われるかもしれないが、意外とそうではない。なぜなら、発達心理学の全体を理解する必要があるのではなく、離婚前後の子どもにかかわる知識だけでいいのである。たとえば、先ほどのファミレスの例にしても、2歳の子どものがどのような性質を持っているか、少し勉強すれば簡単にわかる。また、親の離婚を子どもに説明する際、どのような内容をどのようなタイミングで説明すべきかといったことも、何冊か専門書を読めば簡単に身に付く内容である。大切なのは、発達心理学の専門家になることではなく、関心を持って学ぶ姿勢を持つことである。

#### (4) 人 格

そして「人格」も必要になる。具体的には、謙虚であることや穏やかであること等である。いくら調停技法を身に付けていても、「調停人のほうが当事者より偉い」と思っている人は、座る姿勢や口調など、必ず態度に出してしまう。

また、「穏やか」な雰囲気を出せるかどうかも実は大きい。当事者は少なからず緊張した状態で参加する。加えて、相手方の中には「話し合いに引張り出された」というような態度で、不遜な受け答えをする当事者もいる。そういった固く張り詰めた雰囲気やどんよりした嫌な雰囲気を「前向きで穏やか」な雰囲気に変えていくためには調停人自身の醸し出す雰囲気が重要である。同じ言葉であっても、どんな口調でどんな表情で話すかによって受ける印象は異なるのである。ただ、この人格については、何も聖人君主を求めているわけではなく、ADRの調停人をやってみようかという人であれば、基本的に備わっていることが多いように思う。



## 第4節 調停技法

### 1 はじめに

離婚調停のための調停の進め方、効果的に話し合いを進めるための技法について述べる。

離婚にあたって、夫婦間では散々話し合っ、これ以上は無理だからと調停手続に進んでいる。あるいは、何も話し合えなくなって、調停手続に進んでいる。話し合えなくなったから次に進んできたつもりなのに、なぜ調停手続で、再び話し合いをせよと求められなければならないのか。話し合いに応じたとして、はたして、話し合いが前に進むことがあるのか。

調停技法に関して、上記のような疑問をお持ちの方も多だろう。話し合いというよりも、結局は調停人が簡易的な裁判官となって白黒決めるしかないと考える方もいるかもしれない。

しかし、話し合いが行き詰まっているのは、話し合い方が上手でなかったからかもしれない。実際、多くのケースで、きちんと話し合えば調整できることは多い。

問題はどのようにすれば「きちんと話し合えるか」である。つまり、調停人として、当事者にどのような働きかけをするのが望ましいか。そもそも、調停人として、どのような心構えで調停人という立ち位置にいればよいのか。本節（以下、「本稿」という）では、こうした諸々の問題を一つひとつ取り上げていく。

## 2 対話型調停の概要——調停人としてのスタンスを中心に

### (1) ボイスとチョイス

かつて、「よく聴き、よく考え、よく説く」べしと考える調停観が有力であった。手続の主体を調停人に置き、当事者を単なる客体、情報源ととらえるこのような見方については、かねてより批判もあったが、現在でも實際上有力な調停観である。

本稿で提案する方法はこれとは異なる。ひと言で言えば、当事者にしっかり語ってもらい（ボイスを持ってもらい）、当事者に選んでもらう（チョイスを持ってもらう）、という当事者主体の紛争解決手続の進め方である。妥当な結論を当事者が決めていけるように、話し合い方に介入し、話し合い方に構造を与える方法である。

本稿で説明される内容は、私なりの理解に基づいてはいるが、対話型調停、対話促進型調停、自主交渉援助型調停などと呼ばれる現代型調停のスタイルになる。これは、英語では、ファシリテティブ・メディエーション (facilitative mediation) と呼ばれる。

話し合いがうまく進まないのは、話し合いがうまく構造化されていないからだ。話し合いが噛み合わず、お互いに自分の言い分が理解されていないというフラストレーションがたまり、結果として相手への攻撃性が増すという破壊的サイクル・悪循環に陥っている場合が多い。このような悪循環を断ち切れれば、かなりの割合で当事者主体の紛争解決ができる。これが、対話型調停の基本的考え方である。

対話型調停では、話し合いの交通整理を行い、最初は抽象的に互いに解決に向けて努力するといった点から始めて、最終的に具体的な要求事項に決着を与えていくという戦略をとる。技法としては、後に述べるように、ステージ管理（調停の話し合いの各段階での目標と適切なふるまいを考えながら進めていく方法）が中心に置かれる。ステージ管理を効果的に進めるために傾聴技術が用いられる。傾聴技術は、当事者主体の解決という理念とも整合性を持

つ。その他、いくつかの要素技術が複合的に組み合わせあって、全体として整合性のある技法体系として、調停モデルが複数提案されている。本稿では、私による対話型調停モデルの説明を行いたい。

## (2) 気持ちと事実の両面を話す——納得と公正さの両面を追求

沈没船ジョークという民族の性質を扱ったものに、アメリカ人には「飛び込めばヒーローになれる」、イタリア人には「飛び込めばモテル」、日本人には「皆さん飛び込んでいますよ」と言えばよいというものがある。ならば、「みなさんこういう内容で合意されていますよ」と、平均値・標準値を示すだけで調停人はよいのだという考え方もあるかもしれない。今でも、ある程度は有効な部分もあるだろう。しかし、それで済むなら調停技法は要らない。実際、この種の説得手法は、かつてほど有効でなくなっていると思われる。

また、前述したように、対話型調停では、要件事実的な思考方法はとらない。つまり、事実関係を聞き取り、裁判結果を予想し、その予想をもとに当事者を説得するというやり方をとらない。

ではどうするか。当事者の語りの中から解決につながる手がかりを見つけ、一件一件の事件に最も望ましい解決内容を、当事者と調停人が一緒に個別的に考えていく。シンプルに言えば、これが対話型調停である。

当事者のストーリーは、感情的な部分、事実関係、また、価値観を反映した内容が渾然一体として形づくられているのが一般的である。裁判では、こうした中から客観的に検証可能な事実関係のみを抽出していくが、調停においては、こうした事実関係のみの抽出作業を先行させる必然性はない。むしろそのような客観事実のみに調停人が注目してしまうとその姿勢が当事者間の対立を深めてしまう。

対話型調停においては、当事者のそれぞれのストーリーを本人によって語られること、互いに聴き合うことを重視する。これがボイスを持つということである。

ただし、感情面調整のみを目的にしているわけでもない。言い換えれば、ガス抜きをして丸め込むという不公正に墮落してはいけない。調停において、エンパワーメントが重視される意味は、調停人が、当該当事者の置かれてい

る権力関係に敏感になって、抑圧の加担に陥らないよう、むしろ抑圧を解消しながら問題解決できる道筋を探そうとする目標に結びついている。公正さという目標は手放すべきではない。

調停は端的に言えば、気持ちと事実の両方を話してもらい、納得と公正さの両面を追求する手続である。対話型調停では、調停を調停らしく行うことを目指す。

### (3) 個別化の実際——当事者の語りをふくらませる聴き方とはどのようなものか

対話型調停では、手続の個別化を目指す。当事者の語りをふくらませる関わりを行う。

具体的にはどのような意味か。たとえば、「離婚を前提とする話し合いであるか否か」を調停の最初期に確認したくなる場合がある。前提条件を間違えると話し合いが非効率になるからだ。しかし、対話型調停の発想では、「離婚を前提とする話し合いでよいですか」といった問いかけを冒頭に行くことは乱暴であると考え。たとえば、申立人が離婚を固く決心していたとしても、相手方がそうであるとは限らない。申立人は離婚を前提とした話を望んでいるとしても、相手方に、イエスかノーかを最初に決断を迫るのは性急すぎる。

ではどうするか。たとえば、「いま、〇〇さん（申立人）のお話を伺いましたが、××さん（相手方）のお考えをお聴かせいただいてもよいですか」といった形で問いかけるのがよいだろう。あるいは、「今、〇〇さん（申立人）のお話も聞かれたと思いますが、××さんが今日ここに来る前に考えておられたこと、現在の状況をどのように見ておられるかをお話いただけますか」といった聴き方もある。「〇〇さん（申立人）は、離婚を望まれているようですが、その点も踏まえて、××さん（相手方）のお考えもお聴かせください」でもよいだろう。つまり、相手方当事者自身が文脈を選択できる形での問いかけを行いたい。結果として、離婚に対する具体的な態度表明はなされるだろう。つまり、離婚を望んでいる、受け入れる意思がある、条件付きで受け入れる意思がある、離婚を望まない、などのニュアンスを含んだ返答が聞け

るはずだ。適切な質問をしていくとは、このような意味である。

これは、調停手続の冒頭近くのタイミングにおける調停人の介行動態についての具体的な一例である。漠然と「調停人の判断のための聞き取り」を開始してはならないのである。実際のところ、裁判所にしても民間のADR機関にしても、離婚を前提とする話し合いは多く、元の鞘に戻るという場合は稀であるが、だからといってそうだと決めつけるべきではない。当然、調停を終えた後も、別居しながら婚姻状態が続くというケースもある。それぞれから十分にストーリーを聞き取ることなく、安易に方向を決めつけてはいけない。確率的には低いとしても、さまざまな出口につながる可能性を、調停人が先回りして刈り込む必要はない。

また、当事者のこだわりについても、なるべく丁寧に扱おうとする。特に面会交流について、単に頻度を抽象的に決めるというよりは、非監護親・監護親がそれぞれこだわっているポイントについて詳しく話し合えるように支援するとよい。「課題の特定」という調停のステージ（後述する）では、話し合うべきテーマを列挙し、場合によってはホワイトボードなどのビジュアルツールに示しながら話し合うと便利である。この課題には、当事者がこだわっているポイントを含めてもよいし、むしろ含めるべきである。たとえば、当事者間のコミュニケーションのとり方について、一方当事者に懸念があるなら、まずは中立的な表現で論点化を行い、その懸念を解消できるような選択肢を探っていくという方向で考える。外部のリソースについても、調停人がよく知らないという理由だけでその活用を前提とする解決案を排除すべきではない。また、標準的な解決例に紹介されていないという理由だけで、両当事者が望む選択肢について検討しないというやり方をとるべきではない。たとえば、面会交流支援団体のサービスなど使うべきでないといった一方的な決めつけは論外とも言えるが、現実の面会交流支援団体はコスト面以外にもさまざまな課題を抱える。その地域で使える面会交流支援団体のサービス実態についても調停人が把握していることは望ましいが、仮に十分に知らないことがあったとしても、漠然と選択肢から排除したり、逆に面会交流支援団体に後は丸投げしたりといった姿勢をとるべきではない。きちんと一緒に悩むべきなのである。当事者と一緒に考える姿勢を維持するのだ。当事者に





## 第2章

# 離婚問題とADR



## 第2節 ADR を利用した離婚の実際

### 1 離婚 ADR の手続の流れ

ADR 機関の中で、離婚問題を扱う機関は複数あり、機関によって手続の流れが異なる。ただ、申立てに始まり、調停を経て、合意や不成立といった結果に至るという大まかな流れは同様のため、当センターでの手続の流れを紹介することで、ADR による離婚調停のイメージをつかんでもらえればと思う。

読者の中には、現在離婚を扱う ADR 機関を運営している、もしくはこれから立ち上げるという方もおられることと思う。そういった方に実務上のノウハウを伝えることも本書の目的であるため、手続の流れをできるだけ詳細に記載する。

#### (1) ADR の説明（申立て前の情報提供）

申立ての前段階として、興味を持ってホームページを見てくれた人や実際に問合せをしてくれた人には、なるべく正確にかつ簡便に ADR の制度を説明したいと日々考えている。その工夫をいくつか紹介する。

#### (ア) ADR に関する説明動画

読者は何か新しいことを知る際、どのようなツールだとハードルが低いだろうか。筆者は動画である。疲れているとき、集中力がないとき、そのようなときでも気楽に見られるのが動画である。そのため、ADR の手続の流れを説明した動画や、オンライン調停（デモ）の動画を作成し、ホームページや YouTube チャンネルでアップしている。

「手続の流れ」



<https://youtu.be/kyqCjKoUBVc>

「オンライン調停の実際」



<https://youtu.be/UifM5PoAU8I>

(イ) チャート図

ADRの手続の流れを文字で説明すると長くなりがちだが、必要な説明ばかりでどれも省略することができない。しかし、その説明文を最初に目にしてしまうと読む気すらなくしてしまう。そのため、まずは、チャート図で視覚的に手続の流れを頭に入れてもらい、そのうえで、詳細な手続について文章で読んでもらうようなホームページの流れにしてある（〈図1〉）。

(ウ) カウンセリングの実施

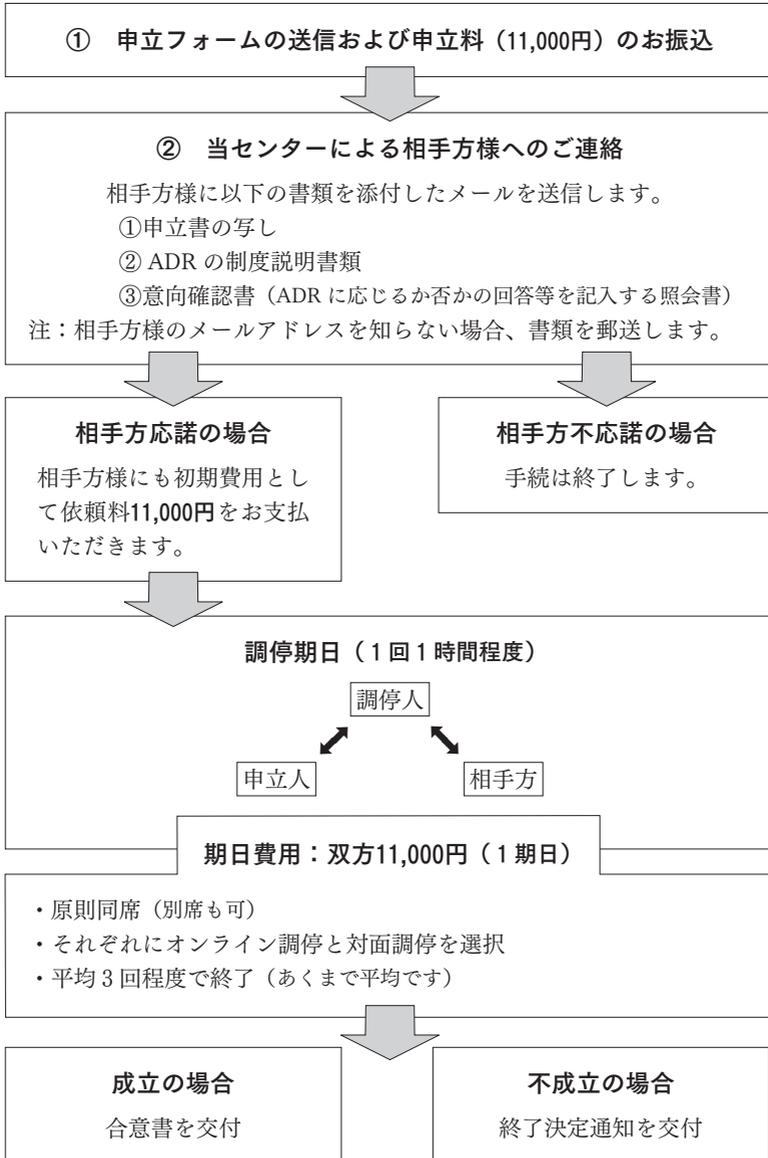
ADRに興味はあるものの、自分のケースが利用に適しているかどうかや、家庭裁判所の調停とどちらが良いかなど、判断できないという人は多い。しかし、このような悩みに対し、事務担当者が手続説明をするだけでは解決しない。そのため、ADRの手前の手続として「カウンセリング」を実施し、個別相談に応じられるようにしている。また、このカウンセリングは、ADRと非常に相性がよいように感じている。と言うのも、法律相談よりもまずはADRのカウンセリングに来てみようという当事者は、比較的紛争性が低かったり、争うのではなく、互いの気持ちを尊重し、円満に離婚したいと考えている人が多いからだ。ADRという制度が未知なる制度である現在、事前に相談できるシステムが必須である。

(2) 申立ての手続

当センターの場合、申立てに必要な書類は申立書（A4サイズ用紙で2枚程度）のみであり、簡易な内容となっている。添付書類も必要ない。申立てのハードルを下げ、準備が大変で申立てまでたどり着けないという事態を防ぐための工夫である。

さらに、当事者の利便性を追求した結果、ホームページ上に申立てフォー

〈図1〉 当センターの手続の流れ（チャート図）



(金額は10%消費税込み)



## 第3章

事例を通して  
体験する  
離婚ADR

## はじめに

第2章では、ADRによる離婚協議の手続面について解説したが、本章では、実際の調停がどのように進行するのか、また、どのような当事者が利用しているのか、事例という形で具体的なイメージを提供したい。離婚協議は感情がアップダウンする中で、法律を理解して冷静に判断しなければいけない場面もあり、全力投球が必要である。

ADRであっても家庭裁判所であっても、離婚協議の基本は変わらず、多くのドラマが繰り広げられている。ただ、ADRの場合、同席調停が多かったり、柔軟な対応が可能であるため、よりその夫婦の「らしさ」が浮き彫りになりやすい。また、家庭裁判所に比べて紛争性が低いため、夫婦の対話内容がより充実したものになることも多い。

本章では、ADRでよく見られるやりとりやよく聞かれる言葉を盛り込み、架空の事例として紹介する。事例では、夫婦の不和や調停の経過に加えて、実際の調停の場面を模擬調停風に紹介することとする。また、「ADRポイント!」と題して、ADRならではの協議の場面や、調停人が大切な働きをした場面をピックアップして解説する（なお、模擬調停の記述では、調停人の言い換え（パラフレージング）など、一部の発言を省略する）。

# 事例1 「夫の涙は初めてでした」

第2章において、同席調停の特徴の一つとして真意の伝わりやすさを挙げた。別席調停の場合、相手の言ったことや様子は調停人の口から伝達されることになるが、同席調停はすべてが目の前で繰り広げられる。どのようなタイミング・口調・表情で、どのような内容を語ったのか、すべての情報が得られるのである。そのため、相手の真意が伝わることで、ときに調停の進行に大きな影響を及ぼすことがある。この事例では、夫が涙した場面を妻が目当たりにしたことや、夫の感謝の気持ちが直接妻に伝わったことで、調停が円滑に進行し始めた場面を紹介する。

## 夫婦不和の経過

友人の紹介で知り合い、すぐに交際に発展。双方ともに結婚願望が強かったことから、交際半年で結婚を決める。交際中、何かと束縛したり、すぐに怒る妻に対し、夫は違和感を抱きながらも、異性との交際経験がほとんどな



**申立人夫**  
45歳 会社員

性格は沈着冷静でやや冷たい印象を受ける人物。子どもへの愛着は深い。何事も深く考えまじめに取り組むが周囲からはそれを「計算高い」と思われることも。どちらかというコミュニケーション下手。



**相手方妻**  
36歳 パート

依存傾向が強く、結婚以来、夫に依存して生活してきた。言動はやや粗野。気が強くて怒りっぽい側面がありながらも、自己肯定感が低く、何をやってもうまくいかないという不安や不満をもっている。



**長女 3歳 保育園児**

人懐っこく明るい性格だが、ADHD傾向があり、育児の負担はやや高め。両親の双方に懐いている。

かったことから、「女性はこういうもの」と自分を納得させた。自分より9歳も年下の妻に振り回されるなんて格好悪いという気持ちもあり、あまり気にしないようにしていた。

しかし、結婚後、同居生活を送る中で衝突が増えた。長女が生まれてからは、特にけんかが激しくなった。けんかといっても、一方的に妻がどなったり、キレたりすることが多く、それを夫がなだめるという構図であった。妻は、慣れない育児・家事に加え、家計を助けるためにパートも始めたことから、段々と気持ちに余裕がなくなっていく。見かねた夫が育児や家事を手伝ったが、ことあるごとに妻からダメ出しをされるため、最終的には妻と口をきくのも嫌になってしまった。妻としては、手伝ってくれる夫にイライラするのもおかしいとわかっていたが、何をやってもうまくいかない気がして、夫に八つ当たりをしていたのだった。

夫は、妻との生活に限界を感じ、別居と離婚を提案。妻は、当初、子どものためには別れたくないと主張していたが、日々の生活に疲れたことから、実家の近くに転居する形で別居に合意した。妻からは、養育費等、金銭面の離婚条件をきちんと決めてから離婚したいと希望が出されが、夫としては、すぐにキレル妻との夫婦間協議は難しいと感じており、また、早期解決を望んでいたため、ADRの利用に至った。

## 調停の経過

---

別居・離婚を言い出した夫が申し立てる形でADRがスタートした。夫婦はすでに別居しており、妻が子どもを連れて実家の近くに転居していたため、オンライン調停を選択した。離婚合意はすでにあるため、離婚条件を決めていくだけのはずであったが、妻は、積極的に離婚したいわけではなかったため、夫に対し、何かと条件面の譲歩を求め、譲歩ができないのであれば離婚には応じないという姿勢を見せた。特に、長女の養育費に関して、妻は「ADHDで育てるのが難しい娘を私に押し付けるのか」との不満が大きく、何の話題をしても「どうせ、あなたは娘から逃げるから」、「娘に対して責任を放棄するつもりなの？」等と夫に非難めいた言葉で詰め寄った。最初は同席調停で協議していたが、妻が夫の話を遮るように、こういった非難の

言葉を連発するようになったため、調停人の提案で途中から別席調停となった。

妻は、夫から長女の養育を押し付けられたと不満を持っていたが、いざ面会交流の話題になると、夫が育児分担として、週末の長女の世話を自分が担うと提案しても、「平日の大変なところは私がやって、休日の楽しいところだけとっていかれても困る」と述べ、合意しなかった。一方で、妻の求める面会交流の方法を尋ねても、「親として責任をとってほしい」等と述べ、具体的な提案がなかった。そのような中、第3回目の期日の冒頭、夫は、協議を始める前に妻に話したいことがあると述べた。妻の言動により、一旦は別席調停になっていたが、調停人としては、本来は夫婦での会話が可能な二人であると感じていたことから、再度同席調停を試みることになった。

## 調停の現場



妻に娘の世話をしてくれてありがとうとお礼を言いたいと思っています。先日、娘が熱性けいれんになって大変だったと聞きました。夜中に熱が上がり、けいれんまで……。慌てて救急車を呼んで処置してくれたので、大事に至らなかったのが、本当に感謝しています。その翌日、妻は仕事はどうしても休めなかったのが、妻のご両親が娘の面倒をみてくれたと聞きました。妻は、ほとんど寝ていない状態で仕事に行っただけだと思いますし、ご両親の協力も本当にありがたいです。何もできない自分が申し訳なくて……。〔そう言って、夫は涙を流した。夫は、こみ上げてくるものがあるようで、最後まで話すことなく、発言を終えた。妻は黙ってその様子を見ていたが、特に言葉を発することはなかった。〕

調停人：期日間にそんなことがあったのですね。それは大変でしたね。娘さん、体調はいかがですか。



子どもの回復力はすごいなと思いました。翌日には元気になって、家の中で走り回っていましたから。夜中に娘がけいれんを始めたときは、死んでしまうんじゃないかと思って、本当に怖かったです。

調停人：本当にそうですよね。おひとりだし、ご不安でしたよね。

## 【編著者紹介】

### 小 泉 道 子 (こいずみ みちこ)

[第1章第3節・第2章～第4章・付録]

平成14年に家庭裁判所調査官補として採用された後、関西および関東を中心とした家庭裁判所に勤務した後、平成29年3月に辞職。同年12月、法務大臣の認証を取得し、離婚をはじめとする親族間紛争を扱うADR機関「家族のためのADRセンター」を設立。自身もADRの調停人を務める傍ら、行政への広報活動の一環として、ADR利用料助成の提案や職員向け研修なども積極的に行っている。また、法務省や日本ADR協会主催のフォーラム等にも数多く登壇しており、ADR・ODRの促進に尽力している。

#### ◎「家族のためのADRセンター 離婚テラス」について◎

家族のためのADRセンターでは、「5年後、10年後の穏やかな幸せを目指した解決」をモットーに、特にお子さんのいるご夫婦の離婚調停を多く扱っています。「平日の夜間や土日話し合える」、「9割以上がオンライン調停」、「早期解決が可能」といった民間の調停機関ならではの利便性だけでなく、質の高い調停を提供できるよう、日々研鑽を重ねています。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

HP：<https://rikon-terrace.com/>

E-mail：[info@rikon-terrace.com](mailto:info@rikon-terrace.com)

Tel：03-6883-6177

**【著者紹介】**（執筆順）**垣内 秀介**（かきうち しゅうすけ）[第1章第1節]

東京大学大学院法学政治学研究科教授。1996年東京大学法学部卒、同大学大学院法学政治学研究科助手、助教授等を経て、2012年から現職。仲裁ADR学会、日本ADR協会理事。

主要著書として、『コンメンタール民事訴訟法 I（第3版）』（日本評論社、2021年）（共著）、『民事訴訟法（第4版）』（有斐閣、2023年）（共著）、『手続利用者から見た民事訴訟の実際——2021年民事訴訟利用者調査——』（商事法務、2023年）（共編著）など。

**本多 康昭**（ほんだ やすあき）[第1章第2節]

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長。1992年国税庁に入庁。国税庁、国税局等の多くの部署・地域での勤務経験を有し、税務行政全般に精通。税務に関するコーポレートガバナンス施策を推進し、大学、関係団体等での講演多数。また、1999年旧経済企画庁・内閣府でNPO等の市民活動促進施策の企画立案、2007年日本政府観光局パリ事務所でインバウンド振興に関する業務にも従事。2015年には青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科客員教授として「租税法各論」を担当。2022年3月より現職。現在は、ADR伝道師として尽力。

**入江 秀晃**（いりえ ひであき）[第1章第4節]

九州大学大学院法学研究院教授。博士（法学）。（一財）日本ADR協会・ADR調査企画委員。仲裁ADR法学会理事。法社会学会会員。

単著『現代調停論』（東京大学出版会、2013年）。共著『実践 離婚事案解決マニュアル』（日本加除出版、2020年）、『離婚事件の合意解決と家事調停の機能』（日本加除出版、2018年）など。

調停トレーニング講師として、日本仲裁人協会、弁護士会、司法書士会その他で約20年の経験を持つ。

# ADR を利用した離婚協議の実務

——法制度から調停の技法・手続、事例検討まで——

2024年4月1日 第1刷発行

編著者 小 泉 道 子

著 者 入江秀晃・垣内秀介・本多康昭

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕 ☎03-5798-7257 FAX03-5798-7258

〔編集〕 ☎03-5798-7277 FAX03-5798-7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

ISBN978-4-86556-612-3

組版・デザイン／民事法研究会（Windows11 Pro+InDesign2024+Fontworks etc.）

本文中人物イラスト：イラスト AC カバーイラスト（一部）：Adobe Firefly

落丁・乱丁はおとりかえます。